

第一章 名称

- 第1条 この会は、大阪府立今里小学校PTAという。
この会は、事務所を大阪府立今里小学校に置く。

第二章 目的

- 第2条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

- 第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
1、会員の教養を高めるために成人教育、並びに地域活動を盛んにする。
2、家庭と学校、及び社会との緊密な連携によって児童を保護指導する。
3、家庭と学校と社会における教育環境をよくする。
4、会員の人権啓発活動について理解を深める。

第三章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。
1、児童の教育、ならびに福祉のために活動する他の団体、および機関と協力する。
2、特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3、この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4、この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制、または干渉を受けない。
5、学校の教育方針、及び人事、並びに管理には干渉しない。

第四章 会員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。
1、この学校に在籍する児童の保護者。
2、この学校の教職員。
3、この会の主旨に賛同するもので実行委員会の承認を得たもの。
4、この会は全会員で運営する。

- 第6条 この会の会員は、すべての会費を納める義務を有する。

第五章 経理

- 第7条 この会の経費は、会費等によって支弁される。

- 第8条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

- 第9条 この会の資産は、すべて第二章にあげた以外の目的のために支出、または使用してはならない。

- 第10条 この会の会費は、1児童、1教職員につき月額300円とする。

- 第11条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。

- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

- 第13条 この会の経理については、別に会計規定を定めることができる。

第六章 役員とその選挙

- 第14条 この会の役員は、次の通りである。
1、会長 1名 保護者
2、副会長 4名程度 保護者
3、書記 1名 教職員または保護者
4、会計 1名 保護者
役員は、他の役員、または会計監査委員長を兼ねる事ができない。
役員経験者は任期終了後(学校在籍中)に顧問として、役員を補助することができる。

- 第15条 役員の任期は、2年とする。
役員は、引き続き他の役員に選任されることができる。

- 第16条 会長に欠員が生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残留期間とする。
役員の選挙、及び就任は、次の通り行われる。
1、役員候補者を選出する際には、役員選出委員会を設置する。
2、役員選出委員会は実行委員会にて開催する。
3、役員選出委員会の役割は以下のとおりとする。
①役員選出委員会は、各役員別に定数以上の候補者をあげ、役員選挙の少なくとも5日前までに全会員に知らせる。
②候補者選出にあたっては立候補、推薦、話し合いを行い、最終的に申し出る者がいない場合は抽選で決定する。
4、選挙を行う総会において、一般会員から候補者の選出をなすことができる。
5、候補者の氏名は、その氏名を公表する前に候補者の同意を得なければならない。
6、役員は、年度初めの総会において承認を受ける、なお対立候補のある場合は出席した会員の無記名投票により多数決で選挙される。
7、役員は、5月1日より就任する。

- 第17条 会長以外に欠員が生じたときは、実行委員の中から実行委員会の議決を経て就任する。任期は前任者の残任期間とする。

第七章 役員の資格とその任期

第18条 この会の目的・方針について、充分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第六章の規定に従って、役員に選挙されることができる。

第19条 会長は、次の職務を行う。
1、この会を代表し、会務を総括する。
2、総会、及び実行委員会を招集し、会議の議長となる。
3、他の役員、及び校長の意見を聞いて、常置委員会、及び特別委員会の委員長を任命する。
4、実行委員会の承認を得て常置委員会、及び特別委員会の委員を任命する。
5、各委員会(会計監査委員会を除く)に出席して意見を述べることができる。
6、この会の資産を管理する。

第20条 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第21条 書記は、次の職務を行う。
1、総会及び実行委員会の議事、並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2、記録・通信・その他の書類を保管する。
3、会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第22条 会計は、次の職務を行う。
1、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
2、予算の立案に協力する。
3、会計簿を保管し、いつでも会員に閲覧を供する。
4、会計監査をうけて、会員に報告する。

第八章 会計監査委員会

第23条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
会計監査委員会には、委員長の外、1名の委員を置く。

第24条 会計監査委員長、他の1名の委員を選任する。

第25条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年2回以上全会員にその結果を報告する。

第26条 会計監査委員長は、任期を1年とする。

第27条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第九章 総会

第28条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第29条 総会は会長が招集し、会員の3分の1の出席を得て成立する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第29条の2 会員が一同に参集できないと会長が判断した場合は、書面による審議の上、書面表決に決議する書面総会を開催することができる。書面総会は会員を集めて開催する総会を省略し、書面にて会員の同意を得ることで総会と同等の議決を行えるものとする。

第30条 実行委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときには、会長は総会を開催しなければならない。

第31条 総会は、年間1回以上開催する。

第32条 総会に付議すべき事項は次の通りとする。
(1)前年度の事業報告と決算の承認
(2)本年度の事業計画と予算の審議
(3)役員の承認
(4)規約の改正
(5)その他必要と認められるもの

第十章 実行委員会

第33条 実行委員会は、この会の役員、各常置委員会の委員長及び校長・教頭をもって構成される。

第34条 実行委員会の任務は、次の通りである。
1、会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
2、各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
3、総会に提案する議案を調整する。
4、必要あるときは、特別委員会を設ける。
5、その他、規約並びに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第35条 実行委員会は、毎月1回定例会を開催する。
実行委員会の定足数は、委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第十一章 常置委員会及び特別委員会

- 第36条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・実施するため、次の常置委員会を設置する。また常置委員会規則を定めることができる。
1. 人権・成人・保健委員会(人権啓発活動・成人教育・保健)
 2. 学級委員会
 3. 広報委員会
 4. 地域委員会
 5. 体育厚生委員会
- 第37条 この会の特定の目的を遂行するために、必要があるときは、特別委員会を設けることができる。特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。特別委員会の委員長は、必要がある場合、実行委員会に出席して意見を述べるることができる。
- 第38条 各常置委員会、及び特別委員会の委員長は、他の役員及び校長の意見を聞いて会長が任命する。委員は、委員長の選任に基づき実行委員会の承認を得て会長が任命する。委員長は、状況に応じて委員会に副委員長を置く事ができる。
- 第39条 会計監査委員会は、次の任務を兼務する。
1. この会の目的達成に必要な活動の年間計画をたてる。
 2. 年間計画に基づく事業活動に必要な収支予算を立案し、調整する。
 3. 各常置委員会の事業、活動の調整を行う。
 4. 他の委員会に属さない事業、活動を実施する。
- 第40条 人権啓発活動委員会の任務は、次のとおりである。
1. 人権啓発活動に対する理解と認識を深めるようにつとめる。
 2. 日常的、継続的な人権啓発事業としての広報活動につとめる。
 3. 地域における関係諸団体との連携をはかる。
- 第41条 成人教育委員会の任務は、次のとおりである。
1. 会員の教養と知能技術を高めるため、学習活動を行う。
 2. 地域における社会教育の推進に協力する。
- 第42条 学級委員会の任務は、次のとおりである。
1. その学級の会員が、会員としての義務と権利を全うするようにつとめる。
 2. 教育環境を、より好ましくするようにつとめる。
 3. 教職員と保護者、及び保護者相互の連携と親睦をはかる。
- 第43条 広報委員会の任務は、次のとおりである。
1. 会員に対し、情報を伝達する。
 2. 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
 3. この会と同じ目的をもつ他団体又は機関との連携をはかる。
- 第44条 削除
- 第45条 保健委員会の任務は、次のとおりである。
1. 児童の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるようにつとめる。
 2. 学校及び他の関係団体、機関の保健事業に協力する。
- 第46条 地域委員会の任務は、次のとおりである。
1. 児童の交通安全、環境浄化、非行防止につとめる。
 2. 他の関係団体、機関及びそれらの活動に協力する。
 3. 地域における会員相互の連携と親睦をはかり、学校との連携につとめる。
- 第47条 体育厚生委員会の任務は、次のとおりである。
1. 会員の健康増進と体力の向上をはかる
 2. 会員のスポーツ・リクリエーション活動を推進し、サークル、クラブ活動の活発化をはかる。
 3. 学校、及び地域の体育事業に協力する。
- 第48条 校長は、各常置委員会、または特別委員会に出席して意見を述べるることができる。
- 第49条 各常置委員会、及び特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからなければならない。

第十二章 改正

- 第50条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。但し、改正案は総会の少なくとも1週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

付 則

1. この規約は、平成30年4月1日より実施する。
2. この規約は、令和2年7月1日に一部改正し、令和2年4月1日に遡及して適用する。
3. この規約は、令和4年4月1日一部改正。
4. この規約は、令和6年5月15日一部改正。
5. この規約は、令和6年12月20日に一部改正し、令和7年4月1日より施行する。